みんなでつくろう、みんなの地域
～自治会へ加入しましょう～

本市では、各地域の自治組織として「自治会」が組織されています。自治会では、地域の特性を生かした活動が行われ、安心・安全で住みよいまちづくりに取り組んでいます。

■自治会の主な活動

①「広報しろいし」や「みやぎ県政だより」の配布のほか、回覧板などで暮らしに必要な身近な情報を伝えています。

②防犯灯などの維持管理や災害に備えた防災活動により、地域の防犯・防災活動をしています。

③地域のゴミ置き場の維持管理のほか、公園や道路の清掃活動により、生活環境向上のため、きれいなまちづくりを進めています。

④地区の夏祭りや運動会などを開催し、住民同士の交流を図っています。

■自治会への加入手続き

地区名、自治会名を確認の上、自治会長または役員の方へお申し込みください。申し込み先が分からないときは、総務課、各地区の公民館、ご近所の方、不動産事業者などにお問い合わせください。

㊐総務課　☎22-1331

▲総合防災訓練の様子（自治会独自で実施したAEDによる心肺蘇生訓練）

Monthly Consultation

定例相談

相談種別	日時		会場	電話
人権・行政	1月15日(木)	10:00～15:00	市役所2階　第2会議室	市民課　☎22-1312
無料法律	1月15日(木) ※事前に電話で予約ください。	10:00～15:00	市役所3階　第3会議室	
農家	1月　9日(金)	10:00～12:00	農林振興センター	農業委員会　☎22-1256
こころの相談	・精神科医：1月20日(火)	13:15～16:15	健康センター（要予約）	健康推進課　☎22-1362
	・精神保健福祉士：1月7日(水)・14日(水)・28日(水)	14:15～16:15		
依存症	1月21日(水)	13:00～16:20	仙南保健福祉事務所（要予約）	仙南保健福祉事務所 母子・障害班 ☎0224-53-3132
思春期・ひきこもり	1月15日(木)	13:30～16:20		
障がい者	1月　9日(金)	13:00～15:00	市役所3階　第3会議室	福祉課　☎22-1400
補聴器巡回サービス	・リオン：1月16日(金)	13:00～14:00	市役所1階　東側和室	リオン　☎0224-52-2551

相談種別	日時・会場・問い合わせ先など
いじめ相談（アイライン）	いじめ相談窓口（市役所4階 教育委員会内）　✉i-line@city.shiroishi.miyagi.jp【24時間メール受け付け】 ※電話相談（☎22-1350）も実施しています（毎週月～金 8:30～16:30）。
家庭児童・DV相談	子育て支援課　毎週月～金　8:30～16:00　☎26-8836
高齢者総合相談（事前連絡必要）	①地域包括支援センター（総合福祉センター内）：☎22-1466　毎週月～金　8:30～17:15 ②在宅介護支援センター清風：☎22-2110　③在宅介護支援センター八宮：☎24-5222 ②③は24時間電話受付しています。
生活総合相談（生活困窮者）	社会福祉協議会（総合福祉センター内）　毎週月～金　8:30～17:15　☎22-2130
青少年相談	青少年相談センター（市役所4階） 毎週月・火・木・金　8:30～16:30　☎22-1342（内線445）
消費生活相談	消費生活相談室（市役所1階市民課内）　毎週月・水・金　9:00～16:00　☎22-0783
障がい者虐待通報	仙南地域障がい者基幹相談支援センター【24時間電話受け付け】 平日：☎0224-51-5361　夜間・休日：☎080-3326-1788 ※県南生活サポートセンターアサンテ内（大河原町）。平日は福祉課（☎22-1400）でも受け付けています。
健康相談	健康推進課　毎週月～金　8:30～17:15　☎22-1362

環境NEWS

㊐環境課　☎22-1314

終生飼養について

近頃、飼い主がペットより先に亡くなってしまい、ペットが家に取り残されてしまう事例や、施設に入るなどの事情でペットを飼い続けることが難しくなり、どうすればいいかと相談があります。引取り先がなく、お世話をしてくれる人がいないままのペットは生活環境が悪化し、最悪の場合飢餓状態や命の危険にされされることもあります。動物を飼うにはいろいろな責任が伴うということを、飼うことを決断する前によく考えてみましょう。

飼ったら最期まで！

動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）が、飼い主の動物に対する責務です。

※平成25年の法律改正により、終生飼養について「動物の愛護及び管理に関する法律」第7条第4項に明記されました。

ペットの寿命と費用

（1頭あたり）

種類	平均寿命	年間費用	生涯費用
犬	15年	16万円	240万円
猫	15年	8万円	120万円
うさぎ	8年	8万円	64万円

参考：2024年全国犬猫飼育実態調査（一般社団法人ペットフード協会）、2023年ペットにかける年間支出調査（アニコム損害保険会社）

適正に飼養する場合でも、これだけの費用がかかります。
（おやつ、日用品は別費用）

※自身の都合で人にお世話をお願いする場合、お世話する側もこれだけ支出が増えるということになります。場合によっては元の飼い主が負担するという可能性もあるため、その分の費用を蓄えておくことも必要です。

万が一に備える

飼えなくなる事態に備えるための取り組みをしてください。

保健所では、相当の理由がない場合引取りを拒否することがあります。飼い主死亡であっても、その相続人などが自身で飼うことや新しい飼い主探しの努力を最大限行うことが必要です。

取り組み内容の例

- ●親族・ご近所の方に自分に何かあった時は面倒を見てもらうように頼んでおく・資金を預ける
- ●インターネットを用いて、里親募集する
- ●老犬、老猫ホームに預ける
- ●愛護団体に相談する
- ●ペット信託をする

※色々な検索ワードで検索してみましょう。

※ペットの飼い方に関する相談は宮城県保健所犬猫ダイヤルへ　☎022-774-6920

環境課からのお知らせ

冬期の油漏れ事故に注意しましょう

暖房を使用する時期になると灯油の油漏れ事故が発生しやすくなります。漏れた油が側溝や下水道に流れると水環境を汚染するほか、復旧作業などにかかる費用は、原則としてすべて原因を作った人の自己負担となり、多額の費用が請求される場合があります。

事故を未然に防ぐために、給油作業が終わるまでその場を離れないようにしましょう。